

京都市京北森林公園条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第56号）（産業観光局農林振興室林業振興課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市京北森林公園の利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、次のとおり利用料金の上限額を改正することとしました。

区 分		単 位	利用料金	
			改 正 前	改 正 後
			円	円
きのこ狩り		1人につき1回	500	<u>520</u>
きのこ栽培体験		1回につき1本	1,000	<u>1,040</u>
野外炉		1基につき1回	1,000	<u>1,040</u>
作業施設	高圧殺菌がま	1時間	1,000	<u>1,040</u>
	接種室	1回につき接種500回までごと	2,000	<u>2,090</u>

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市京北森林公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第56号

京都市京北森林公園条例の一部を改正する条例

京都市京北森林公園条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中	「	円	「	円	を に改める。
		500		520	
		1,000		1,040	
		1,000		1,040	
		1,000		1,040	
	2,000		2,090		
	」		」		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市京北森林公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市京北森林公園の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(産業観光局農林振興室林業振興課)